

医療安全管理指針

キッコーマン総合病院（以下「病院」という。）は、患者さん及び病院従業員に安全で快適な医療環境を提供する必要から、病院全体が包括的に医療安全管理及びその推進を行っていくものとし、組織的な安全管理体制の確立を図るため、次のとおり基本方針を定める。

1. 安全管理に関する基本的な考え方

「人間は誰でもミスを起こす」という前提に基づき、ミスを誘発しない環境やそのミスが事故に発展しないシステムを組織全体として整備していく。そして、患者さん及び御家族からも協力を得ることでより安全で質の高い患者参加型の医療を提供していかなければならない。

2. 安全管理のための組織に関する基本的事項

安全管理のための組織として、「医療安全管理対策委員会」「医療安全対策部」を設置し、各部署に「リスクマネジャー」を配置する。また、事故発生時には「医療安全対策管理委員会」を臨時に召集する。

(1) 医療安全管理対策委員会

医療事故の発生防止、医療の安全性の向上等、医療安全管理に関する全般的事項を審議し、決定する。特に病院全体に関わる重大なインシデント事例について、発生要因・防止対策を討議・検討し病院としての方向性を決定していく。

(2) 医療安全管理部

医療安全対策委員会で決定された方針に基づき、組織横断的に安全管理対策を企画、立案、実施、及び改善する。主に医療事故及びインシデントの情報収集、調査・分析を行い原因究明し、その具体的な医療事故防止対策を講じる。病院長直属の組織とする。

(3) リスクマネジャー

各部署に配置し、インシデントレポートの原因分析、事故防止対策を検討し再発防止に努める。また、安全管理に関して所属職員に周知、徹底を図る。

(4) 臨時医療安全対策委員会

医療過誤、あるいはその疑いのある医療事故が発生した場合、事故の原因、医療過誤の有無等を調査・検討し、事実を究明、再発防止策を策定する。

3. 安全管理のための職員研修に関する基本方針

職員の安全管理に対する意識の啓発、安全に業務を遂行するための技能やチーム医療の一員として意識の向上を図ることを目的として職員に対する研修を行う。全職員を対象に医療事故防止に関する組織的な研修を年2回以上計画的に実施する。また、各部署においても必要に応じて随時実施する。

4. 事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本

- (1) インシデントは迅速な報告を求めるとともに、その原因分析は当事者の責任を追及するのではなく、システムの問題として捉えて改善策を立て、医療の質の向上に努める。

(2) インシデント報告書は、医療安全対策部で分析を行い必要な対策を検討する。改善策は各部署にフィードバックし、医療従事者全員に情報を共有することにより注意を喚起させ、再発防止を図る。

(3) 病院全体の問題として取り上げる必要がある事例は、医療安全管理対策委員会に提言する

5. 医療事故等発生時の対応に関する基本方針

(1) 第一に患者さんの生命と安全を最優先に考え、治療に最善を尽くす。

(2) 患者さん及び御家族への連絡・説明は事実を速やかに、誠意を持って行う。

(3) 公表にあたっては、患者さんのプライバシー保護に十分配慮する。

(4) 病院全体の組織として判断を行い、医療行為の倫理性、透明性を確保し、迅速かつ適切な対応をする。

(5) 具体的には「医療安全管理対策マニュアル」に沿って対応にあたる。

6. 「医療安全管理指針」の閲覧に関する基本方針

本指針はホームページに掲載し一般に開示する。また、患者さん及びその御家族等から閲覧の求めがあった場合は、これに応じるものとする。

7. その他医療安全の推進のために必要な基本方針

(1) 患者さん相談窓口を設置し、相談に応じられる体制を整備する。

(2) 「医療安全管理対策マニュアル」を作成し、職員に周知・徹底させる。

(3) 「標準化」等、医療機関以外の企業でも採用している安全活動を積極的に取り入れる。

(4) 院外研修、各種学会等に積極的に参加し、常に最新の医療安全管理、事故対策に関する知識・情報を得て、院内の安全管理に役立てる。